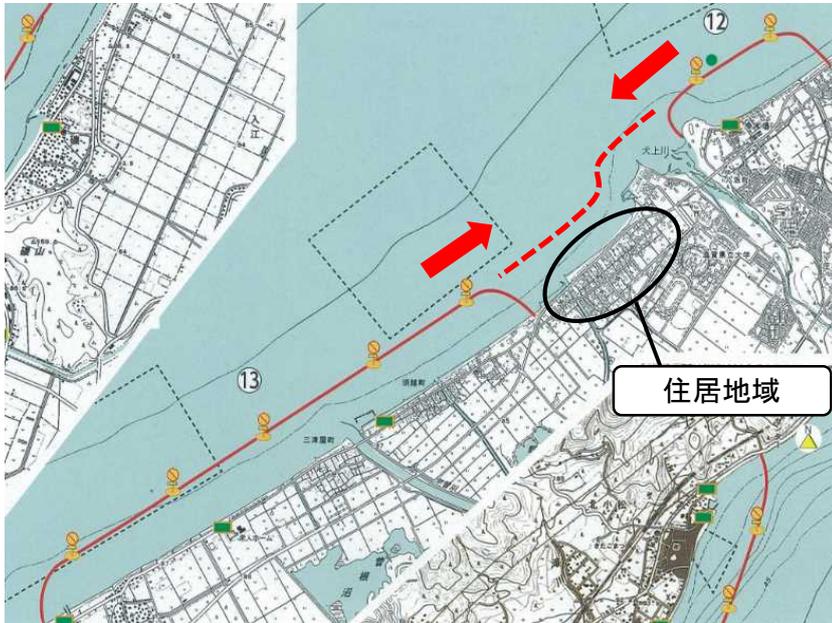


## 令和7年度以降における航行規制水域の指定について

### (1)彦根市八坂町 地区



■夏季を中心に、湖岸道路より琵琶湖側の建物から、多くの水上バイクが出艇し、湖岸付近での航行を繰り返しているとして、これまでに地元から水上バイクによる騒音対策を求められていたところ。

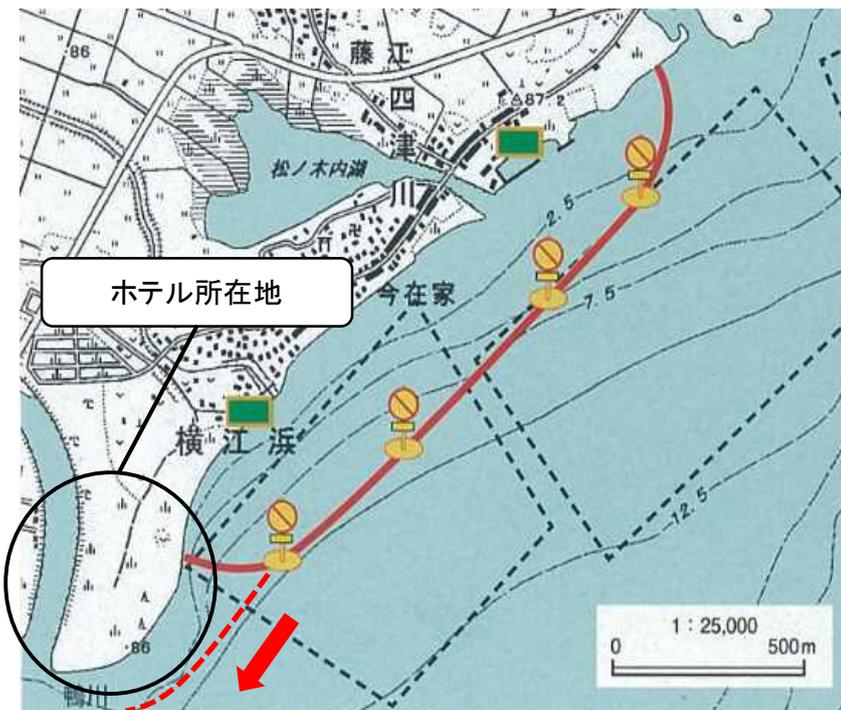
■昨年度の監視の中で確認した利用実態では新たに航行規制水域をかける根拠は乏しいと考えていたが、地元からは県の監視員が現地にはいない日時にプレジャーボートの悪質な利用があるとの申し出を受けた。

■今年度は行政による監視の目を強化するために、彦根市にも協力してもらい、県市あわせて114回、現地を確認したが、水上バイクが出艇していたのは9日間であった。

■当該地区での水上バイク利用者を確認した際には騒音被害に配慮した利用を指導した。

■地元からも今シーズンは特に水上バイクによる生活環境被害はなかったと伺っており、今後も良好な状況が保たれるよう注意を払っていく。

### (2)高島市安曇川町横江浜 地区



■令和6年10月にリゾートホテルが開業し、ホテルに接する琵琶湖の静穏な環境保持のため、高島市から予防的視点から航行規制水域拡大の要望を受けている。

■令和5年度に引き続き夏季を中心に、同地域におけるプレジャーボートの航行状況について確認を行ったが、今年度もプレジャーボートの利用数は例年と大きく変わらず、騒音苦情につながる利用実態は確認されず、地元高島市役所への問い合わせでも騒音苦情は確認できないことから、航行規制水域の延長については、根拠に乏しいと考えている。

■ホテル開業それ自体によって、直ちにプレジャーボートの利用者が増加し、騒音苦情につながる航行を誘発するものではないと考えるが、高島市からの静穏な水域を求める要望をうけていることから、今後も利用状況を注視し、高島市と連携して静穏な環境が保たれるよう取組を行う。

### (3) 彦根市松原地区



■旧彦根プリンスホテルが改装され、令和5年8月に新たにビワフロント彦根として開業された。

■彦根市としては、新たに開業したホテル前の水域の静穏を保ちたいとして、航行規制水域の延長を要望された。

■令和6年度における監視活動において県と市、共に当該水域の利用状況を確認したが、騒音の原因となるような航行はみられず、県・市ともに地元からの騒音苦情は受けていない。

■当該地は過去に生活環境被害が生じていた地域であったものの、平成30年度からの松原スロープ閉鎖により、プレジャーボートの利用数が大きく減少しており、令和6年度においては昨年に引き続き、通年でスロープを閉鎖していることから、プレジャーボート利用に伴う生活環境被害は改善が見られたものと考えている。

■県としては、現状では航行規制水域を延長する根拠に乏しいと考えているが、彦根市と連携しつつ、引き続き当該水域の状況を注視し、静穏な環境が保たれるよう取組を行う。

#### 【※参考】航行規制水域の指定までの流れ

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| ① 県による変更内容に係る調査、協議等の実施        |               |
| ↓                             |               |
| ② 審議会および関係市長への意見聴取            | ※条例第12条第4項    |
| ↓                             |               |
| ③-1 変更を予定している区域案の縦覧公告の実施(4週間) | ※条例第12条第5項    |
| ③-2 区域案に関する利害関係者からの意見書の受付     | ※条例第12条第6項    |
| ↓                             |               |
| ④ 変更後の区域に係る告示の実施、新区域の発効       | ※条例第12条第6項、7項 |